

令和7年度鈴鹿市交通安全対策会議 会議録（要旨）

日 時 令和8年2月2日（月） 14時～15時50分

場 所 鈴鹿市役所 本館5階503会議室

出席者（敬称略）

委員17名中13名

会長 浦川 雅弘（鈴鹿市自治会連合会）
山崎 明美（鈴鹿地区交通安全協会）
杉本 勝實（鈴鹿市老人クラブ連合会）
大野 ひさ子（鈴鹿地区地域交通安全活動推進委員協議会）
日置 純子（鈴鹿市自家用自動車協会）
森 一葉（三重県自転車協同組合）
加藤 秀春（鈴鹿市身体障害者福祉協会）
根本 庄二（本田技研工業株式会社鈴鹿製作所）
木村 智晴（鈴鹿警察署）
西岡 欣也（三重県鈴鹿建設事務所）代理
村上 裕子（一般公募委員）
伊藤 真由美（一般公募委員）
太田 恵子（一般公募委員）

事務局 危機管理部長 竹下 直哉
交通防犯課長 富田 秀彦
交通防犯課副参事 田中 文美
交通施設グループリーダー 高橋 徹
交通安全・防犯グループリーダー 中林 幸春

傍聴者 2名

内 容

1 開 会

2 危機管理部長あいさつ

3 委員任命

4 報告事項

〔事務局〕

委員 17 名中 13 名の出席により本会議は成立していること、また本会議の公開は、会議録（要旨）を作成し、公開することを報告

5 会長の選任

〔事務局〕

会長は、鈴鹿市交通安全対策会議規則第 3 条で、本会議の会長は「委員の互選により定める」と規定されているので、互選の方法についてご意見をお願いします。

（事務局一任の声あり）

〔事務局〕

事務局一任とのことですので、鈴鹿市自治会連合会副会長の浦川様にお願いします。

6 議事

〔事務局〕

議事進行については、交通安全対策会議規則第 4 条の規定により浦川会長に議長をお願いします。

〔浦川議長〕

会長に御指名いただきました浦川です。

本日の会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、活発な意見交換とスムーズな進行にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

(1) 鈴鹿市交通安全計画の目標に対する達成状況について、説明をお願いします。

〔事務局〕

達成状況の説明の前に、交通情勢について説明

「令和 7 年中の交通事故発生状況（暫定値）」の「交通事故発生状況」をご覧ください。交通事故死者数は全国 2,547 人で前年比マイナス 116 人、三重県 59 人で前年比プラス 13 人となりました。

人身事故件数についても、全国 287,236 件、三重県 2,530 件と、ともに前年より減少しました。

鈴鹿市の状況については、死者数は 9 人と、前年比プラス 4 人と大きく増加しました。

特に、市内では 8 月初旬から 9 月初旬にかけ、交通死亡事故が多発し、また、三重県が交通死亡事故多発警報を発令し、その増加数の半数を鈴鹿市が占めている状況となったことから、本市では初の「交通死亡事故多発警報」を 9 月 4 日から 9 月

30日まで発令し、市民に交通安全意識を喚起する活動を行いました。

また、交通事故総数は5,880件と前年より増加しましたが、人身事故件数は249件と、前年に比べやや減少しました。

交通死亡事故の特徴は、

- ・9人中5人が高齢者
- ・交通弱者である歩行者、自転車が3人
- ・自動車が6人と前年から大きく増加

です。

なお、県内各市の交通事故死者数について、本市は県内で一番多い死者数となりました。

次に鈴鹿市交通安全計画の目標に対する達成状況について説明

本計画は、令和3年～令和7年の5か年計画であり、その中で交通安全計画における目標を令和7年までに交通事故死者数を4人以下、交通事故重傷者数を39人以下、交通事故件数を4,800件以下としています。

資料5の「交通安全計画の達成状況」をご覧ください。

交通安全計画（令和3年度～令和7年度）における死者数、重傷者数、交通事故件数の目標値と達成状況です。

死者数は、令和5年は6人、令和6年は5人となり、減少傾向で推移していたが、昨年は9人と大きく増加に転じ、目標達成率は、目標4人に対し、達成率44.4%となりました。

重傷者数は、令和3年47人、令和4年48人と横ばいで推移しました。その後、令和5年60人、令和6年61人と増加に転じましたが、令和7年は46人と減少し、目標達成率は、目標39人に対し、達成率84.8%となりました。

交通事故件数は、令和6年にやや減少したものの令和3年から緩やかな増加傾向で推移しており、令和7年は5,880件と、目標達成率は、目標4,800件に対し81.6%となりました。

令和7年度は現計画期間の最終年度であるが、令和7年は、死者数、重傷者数、交通事故件数ともに目標達成には至りませんでした。引き続き交通事故抑止に向けた各種対策を実施していきます。

〔浦川議長〕

ただ今の説明に関連しまして、市内の交通情勢について、鈴鹿警察署の木村委員、お願いします。

〔木村委員〕

令和7年中、鈴鹿市内では、交通事故で9名の方の尊い命が失われ、前年比プラス4名という結果でした。

全国的に交通死亡事故が減少傾向にある中で、県内においては 59 名の方の尊い命が失われ、前年比プラス 13 人という結果でした。

県下の交通死亡事故の特徴は、

- ・高齢者が約 6 割を占める。
- ・車両単独事故が約 4 割を占める。
- ・飲酒運転事故の根絶に至ってない。
- ・自動車乗車中の死者のうち、シートベルトの非着用者が約 5 割を占める。
- ・歩行中の死者が約 3 割を占める

という特徴が挙げられ、鈴鹿市内の交通死亡事故の特徴も、ほぼ同じです。

鈴鹿市内の交通人身事故は、マイナス 6 名とわずかに減少傾向であったが、交通物損事故は、前年より増加しました。

三重県は、人口 10 万人当たりの死亡事故件数が、毎年ほぼワーストテンに入っていたが、令和 6 年は 24 位と 10 年ぶりにワーストテンを脱却しました。しかし去年はワースト 8 位という、結果となりました。

鈴鹿市は、昨年 11 月末現在、全国の 259 都市の中で、ワースト 10 位になっています。

ちなみに四日市は 58 位、津市は 151 位、松阪市は 16 位です。

全国的に三重県内のナンバーで一番人気があるのは、鈴鹿ナンバーと言われており、鈴鹿ナンバーで走れる皆さんは誇りに思っていていただき、このワーストテンを今年は脱却したいと思うので、御協力をお願いします。

〔浦川議長〕

市内の交通情勢について説明がありましたが、何か御意見御質問等はありませんか。

(意見なし)

〔浦川議長〕

続いて、事項書の 2 令和 7 年度交通安全施策の取組結果報告について、事務局からの説明の後、各機関等に取り組んでいることについて発言をお願いします。

〔事務局〕

令和 7 年度の交通安全施策の取組結果について

資料 6 「今後推進すべき施策」の実施結果をご覧ください。

それでは、1 ページ目「1 道路交通環境の整備」について説明

1・1 生活道路等における交通安全の確保

生活道路等の速度抑制では、ゾーン 30 地域内はもとより、広く実施しています。

また、自治会などからの要望により、区画線の施工や、ラバーポール等の車線分離標を設置するなど、速度抑制及び歩行者の保護に努めました。

なお、通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、河曲地区内にグリーン帯やラバーポールを設置しました。

その他、鈴鹿市通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検及び対策を行いました。

1-2 交通安全施設整備の推進

歩道整備、防護柵整備、道路照明灯及び道路反射鏡等を設置しました。

1-3 高齢者等の移動手段の確保

地域づくり協議会などが実施する、高齢者や障がい者の方など、公共交通を利用して移動することが困難な方の付き添い支援の運転手を対象とした交通事故研修を三重県交通安全センターで行いました。

1-4 自転車利用環境の保持

鈴鹿市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例に基づき、自転車放置防止に引き続き取り組みました。

1-5 災害に備えた道路交通環境の整備

現在、市道一ノ宮15号線の近鉄南長太跨線橋及び市道矢田部箕田線の近鉄箕田跨線橋の耐震補強工事を施工中です。

1-6 駐車対策の推進

「路上駐車・迷惑駐車禁止看板」を御要望の自治会等に配付し、設置していただいております。

〔浦川議長〕

信号や標識などの施設整備で、鈴鹿警察署木村委員お願いします。

〔木村委員〕

警察の行う交通安全施設整備の推進について説明

信号機等の新設が難しい中、真に必要な信号機を設置するため、警察本部に上申を行った結果、百々橋北詰めの矢印信号が今年度中に設置予定です。

今後も交通量の調査等行い、信号機の必要な箇所には、警察本部へ上申をしていきます。

また、令和8年度スクールバスが運行されることに伴って、三宅町地内のスクールバスのバス停前に横断歩道を設置しました。

また、通学路の変更に伴って高岡台1丁目から高岡町にかけての道路を午前7時から午前8時までの1時間、通行禁止規制をかけました。

さらに、山本町地内の鈴鹿スマートインター南方のT字路交差点に一時停止規制を

新設しました。

その他長澤町のはみ出し禁止規制を削除したり、横断歩道の塗り替え、標識の交換等を随時実施しました。

〔浦川議長〕

鈴鹿建設事務所さん、御意見等お願いします。

〔西岡委員代理〕

今年度実施した代表的な取組みを説明します。

1つ目が、平成27年度から事業着手している一般国道306号線の東庄内町から伊船町にかけて延長1.1キロの歩道整備ですが、御幣川を挟んだ両側の歩道整備はほぼ完了しました。

その橋の歩道橋ですが、昨年度、亀山市側の下部工の橋台が完成し、今年度は鈴鹿市側の橋台と橋脚の工事を現在行っています。

さらに上部工の工事を令和8年度末には供用できるように進めています。

2つ目が、主要地方四日市関線の小岐須町のT字路交差点手前の歩道が切れている箇所の歩道をつなぐ事業を今年度から着手しています。

3つ目が、一般県道上野鈴鹿線の桜島町の交差点の歩道のたまり部分に歩行者を守るためのガードパイプを4ヶ所設置しました。

〔浦川議長〕

他に御意見等はありませんか。

(意見なし)

〔浦川議長〕

次に、2 交通安全思想の普及徹底について、説明をお願いします。

〔事務局〕

2 交通安全思想の普及徹底について

2-1 交通安全教育の推進について、

交通安全教室につきましては、当市の交通教育指導員が中心となり資料7のとおり実施しました。

高齢者の交通安全教育については、交通安全教室を開催するとともに、老人クラブ連合会の理事会において、交通情勢の説明や交通事故防止の呼び掛け等を行い、各地区の高齢者への伝達を依頼したり、民生委員の会議において、高齢者に対する交通事故防止の呼びかけを依頼しました。

また、日本語学校の外国人生徒に対し、日本の交通ルール等を指導したほか、幼児

の保護者に対しては、保育園等において幼児の交通事故防止についての講話を実施しました。

引き続き、関係機関と連携し、あらゆる対象の方に対する交通安全教育等の取り組みを行っていきます。

2-2 交通安全に関する普及啓発活動の推進について、

(1) 交通安全運動の推進について

各季交通安全運動期間中の活動としては、資料8「交通安全運動期間の取組結果」のとおりです。

その中で主だった活動を資料7に掲載しています。この中で、交通安全運動の出発式については、各季の交通安全運動前日または当日に開催しました。

この中で、秋の全国交通安全運動の出発式では、AGF 鈴鹿から啓発品として、飲料水のスティックを御贈呈いただき、贈呈式を行い、出発式終了後にこの啓発品を配布し、広報啓発活動を行いました。

また、年末の交通安全運動の出発式では、鈴鹿市出身の女優中西悠綺さんを一日警察署長に委嘱し、地元の保育園児と横断歩道の正しい渡り方の実践指導を行っていただきました。

(2) 横断歩道の安全確保

各季の交通安全運動期間中に、市内の小学校を「まもってくれてありがとう運動モデル校」に指定し、登下校時の街頭指導を行い、横断歩道横断時の意思表示の徹底を図りました。

また、車両側にも横断歩道は歩行者優先の意識を徹底させるため、横断歩道における歩行者優先の啓発である「Action38 キャンペーン」を推奨する事業所の指定を行っていただきました。

なお、毎年夏の交通安全運動期間に実施している歩行者に扇子を配布し、横断歩道横断時に扇子とともに手をあげてもらう「センスアップキャンペーン」につきましては、予定日が雨天であったため、中止しました。

(3) 自転車の安全運転の推進

小・中学校における自転車交通安全教室において、生徒に対し自転車の交通ルール、交通マナーの遵守を指導しました。

また、春・秋の運動期間中、市内の中・高等学校を「自転車安全教育モデル校」に指定し、登下校時の街頭指導等を通じて自転車の安全利用を推進しました。

本年4月より、自転車への交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されることに伴い、各交通安全教室での教育やチラシの作成配布を行い、制度開始前から周知・啓発に努めています。

なお、対象年齢が 16 歳以上であることから、高校生に対する教育も今後実施していきたいと考えています。

(4) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用等の徹底

春・秋の運動期間中に、市内の保育所・保育園を「チャイルドシート使用推進モデル所(園)」に指定し、保護者に対するチャイルドシートの確実な使用を呼び掛けていただきました。

(5) 反射材用品等の普及促進

交通安全教室やイベント会場において、参加者に反射材の視認効果を体験してもらい反射材の効果を理解させたくうえで配布する取組みを行い、着用を呼び掛けました。

自転車の交通安全教室の中では、反射材を必ず自転車に装着するよう指導しています。

(6) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

交通安全運動期間中、酒類を提供する飲食店に対し、ハンドルキーパー運動への理解と協力を依頼していただきました。

また、年末の運動期間中の「三重県飲酒運転ゼロを目指す推進運動の日」において、関係機関と合同で、大型店舗において飲酒運転根絶を呼び掛ける啓発活動を実施しました。

(7) 効果的な広報の実施

あらゆる広報媒体を活用した情報発信を実施し、主な活動としては、

- 四季の交通安全運動出発式の状況がテレビ放映や新聞に掲載
- 毎月 15 日の高齢者交通安全の日（セーフティ・シルバー・デー）など、日や時期を定めて行う運動にあわせた広報啓発の実施
- 高校生と鈴鹿警察署交通第一課長、そして交通教育指導員が腹話術を行い、ラジオ放送で交通安全を呼び掛けました
- 外国人に対する広報として、市ウェブサイト「やさしい日本語」及び外交人向け広報誌「Amigo Suzuka」に交通安全啓発広報の掲載
- 交通死亡事故多発警報発令時には、市ウェブサイトや広報車の活用、また市公用車に「交通死亡事故多発警報発令中」のステッカー掲示し交通事故防止を呼び掛け、さらには、大型店舗で緊急街頭啓発の実施
- 本年 4 月より、自転車への交通反則通告制度が導入されることから、市の広報誌 2 月 5 日号へこの制度の記事が掲載予定です。

制度改正など適切な時期に周知・啓発に努めていきます。

その他、記載のとおり様々な媒体を活用し、積極的な広報を実施しました。

〔浦川議長〕

ただいまの交通安全思想の普及徹底について、御意見等はありませんか。

(意見等なし)

〔浦川議長〕

次に、3 安全運転の確保について、説明をお願いします。

〔事務局〕

3 安全運転の確保について説明

高齢者交通安全教室における運転者教育において、高齢運転者に対し、高齢運転者事故の特徴に基づく交通安全指導を実施するとともに、運転免許証の自主返納制度についての周知に努めました。

また、運転免許証を自主返納した方への支援として、運転経歴証明書の交付手数料助成を行いました。令和7年の実績は565人が対象となっています。

各季の交通安全運動期間中を中心として、バス会社等の事業所における自主的な安全運転管理対策を行っていただきました。

〔浦川議長〕

本田技研工業鈴鹿製作所の根本委員、従業員への交通安全教育の取組みについて、御発言をお願いします。

〔根本委員〕

高齢者の交通死亡事故が多いですが、高齢者の交通安全教室はどのように行われているのですか。

〔事務局〕

高齢者のサロンや老人クラブの各地域団体から申請をいただき、随時開催しています。

教室の内容は、高齢者の交通事故の特徴を踏まえ、腹話術や寸劇などを交え分かりやすく楽しい教室を心掛けています。

〔根本委員〕

資料の鈴鹿事業場交通安全活動に沿って説明

1 ページの 2025 年度の交通安全活動の計画につきましては、①従業員の交通事故防止、②交通四悪根絶に向けて、③関係機関との連携、この3つについて説明します。

2 ページ目、「従業員の安全運転講習会」ですが、受講者自らが知識、車両、運転の現状や弱点を知り、どうすれば未然に事故を防ぐことができるかを学んでいます。

座学と実技ということで、「客観的な運転傾向」「道路交通法の再認識」「車両点検の必要性」「自分の癖と車両の特性を知る」この4点について勉強しています。

車両体験については、過去の事故事例等を踏まえまして、事故発生のメカニズムを二輪、四輪双方の視点から体験しています。

受講者数については、資料の2ページのとおりです。

3 ページ目、「個人特性フィードバックの充実」ですが、運転特性や適性検査の結果を個別に説明した後、実技で体験してインストラクターによるアドバイスを記録に残し、本人に伝えるだけでなく、個人レポートとして起票して、受講者の所属長に送り、コメントを記入してもらっています。

その後、受講者と直属の上位者がミーティングを行いながら教育を繰り返し行い、安全意識の風化を防ぐ取組みをしています。

4 ページ目、「交通四悪根絶に向けた取組み」ですが、交通エキスパートからの教育展開ということで、様々な重大交通事故発生時、マネジメント層による「自分ごと化」をするということで、社内の交通事故調査報告書の内容を伝えるだけでなく、自らの言葉に置き換えて丁寧に部下に説明すると、理解力が向上するという効果がありました。

さらにその管理監督者として、専門知識を持って部下に説明ができるように外部のエキスパートによる専門知識教育の強化をしております。

また、従業員の家族も巻き込んで、「自分ごと化」を強化しており、家族からの呼び掛けも含め、大変効果がありました。

さらに公式スポーツ部教育ですが、ラグビー部、硬式野球部員は、一般従業員と一緒に職場の中で学ぶ機会が薄れていくため、それぞれのスポーツ部で個別に教育を行っています。

全従業員が同じ内容を学ぶため、正規従業員だけではなく、派遣社員等についてもその都度安全教育を行っています。

関係機関との連携では、「無事故無違反チャレンジ123」に、447 チーム、1341 名が参加し、期間中大きな事故はありませんでした。

さらに、交通安全の日（毎月 11 日）には、各交差点にて交通安全の呼び掛けを行っています。

また、鈴鹿市の交通安全キャンペーンの先導走行ということで、鈴鹿商工会等と連携してバイクであいたいパレードの先導を行いました。

さらに、行政や団体からの情報ということで、ライトオン運動、自転車の罰則強化

等、その都度全従業員に周知しています。

〔浦川議長〕

安全運転の確保について、他に御意見等はありませんか

(意見等なし)

〔浦川議長〕

4 車両の安全性の確保から、8 調査研究の充実までについて説明をお願いします。

〔事務局〕

4 車両の安全性の確保について説明

各事業所や組合において、自動車日常点検を実施していただきました。

自転車組合の御協力をいただき、大型店舗の自転車置き場や小中学校において、自転車点検を実施しました。

なお、小中学校での自転車交通安全教室の際、交通教育指導員による自転車の点検指導も行いました。

5 道路交通秩序の維持について説明

各世代の交通安全教室において、交通法規遵守、交通マナー向上などの安全教育を行いました。

警察による交通安全指導取締りを実施していただきました。

警察や交通安全協会による通学路等の街頭交通指導を実施していただきました。

なお、鈴鹿市では、CTL運動と称して、関係機関・団体と共同で、交通安全運動実施月の11日の登校時間帯に、通学路において交通安全指導を実施しました。

6 救急・救助活動の充実について説明

消防本部が行う救急法の講習などの際に、応急手当の普及促進にも努めるとともに、交通安全教室の中で、事故発生時の措置として、負傷者の救護について説明しました。

7 被害者支援の充実と推進について説明

鈴鹿市犯罪被害者等支援条例の中で、交通事故に関連する事件被害者に対し、支援金給付などの支援体制を整えています。

なお、お手元に「犯罪被害を考える県民の集い」のチラシを配布しましたが、2月28日土曜日にハヤシユナイテッド文化ホール鈴鹿において開催されます。お時間のある方は、ぜひ御参加ください。

また、自転車交通安全教室の際、交通事故により運転手が負うことになる責任と、自転車損害賠償責任保険への加入を指導しました。

8 調査研究の充実について説明

交通事故発生状況の分析と交通事故統計を、お配りした「令和6年中、鈴鹿市内の交通事故状況」にまとめ、配布及びウェブサイトへの掲載を行いました。

また、交通安全教室の際、最近の交通事故の傾向と交通事故防止対策について講話を行いました。

〔浦川議長〕

自転車の安全点検、損害賠償責任保険への加入促進について、自転車協同組合の森委員、御意見等をお願いします。

〔森委員〕

資料7の2ページ目の「ヘルメットかぶろう運動」ですが、これは平田野中学校生徒が率先して行う活動です。

今年は、この運動が25周年目となるので、教育委員会、警察、市の協力を得て、大々的に開催したいと思います。

自転車の点検について2025年度は、拠点型安全点検会場別実施報告書の通り3カ所で実施しました。

自転車の点検は、市内の小・中学校で実施する学校は少なくなってきたが、今後もヘルメット着用推進事業と併せて自転車の点検も行っていくつもりです。

なお、自転車保険の加入義務化については、我々自転車組合の働きかけもあったのか三重県では、条例で加入が義務化されております。

自転車を利用する全ての方が加入するよう啓発していくので、皆様の御理解、御協力をお願いします。

〔浦川議長〕

道路交通秩序の維持に関連して、鈴鹿警察署木村委員、ご意見等をお願いします。

〔木村委員〕

森委員から話があった、自転車の保険加入義務は、自転車に乗る人は自転車保険に加入しなければならないことになっています。

しかし、ヘルメット着用はまだ努力義務ですが、自分の命を守るためにヘルメットはかぶっていただきたい。

今朝も平田野中学校通学路で街頭指導に行ったが、生徒はヘルメットを正しくかぶり、交通ルールを守って、登校していました。

車に乗る人、自転車に乗る人、歩く人それぞれが交通安全のための行動を実践していただきたい。

警察としても、第12次交通安全基本計画に基づいて、関係機関や団体の皆さんと

連携しながら、こどもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保と、本年4月から交通反則通告制度が導入される自転車の交通ルールの遵守のための交通安全教育の充実や、いまだなくならない飲酒運転やながらスマホ等の悪質危険な交通違反の取締り等、多角的な取組みを効果的かつ、強力に推進していきます。

〔浦川議長〕

他に御意見等はございませんでしょうか

(意見等なし)

〔浦川議長〕

最後に、取り組み全体を通して委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。
鈴鹿市交通安全協会 山崎委員、お願いします。

〔山崎委員〕

高齢運転者のアクセルの踏み間違いの事故がよく報道されているが、免許更新時の高齢者の実技講習を充実できないでしょうか。

自動車学校のコースを借りて、自治会単位で、高齢者の運転講習を実施することも有効であると思っております。

その他、高校生は、自転車のスマホ運転が多いので、高校に入学した自転車通学の生徒に自転車の安全講習を行ってはどうでしょうか。

〔浦川議長〕

鈴鹿市老人クラブ連合会 杉本委員、お願いします。

〔杉本委員〕

老人クラブは、以前は、16,000人位いたが、高齢化が進んでる中でも、現在は3,000人位まで減っています。

その中で、老人クラブ理事会での講習や各地区で交通安全教室を開催してもらっているが、高齢者の中には、車に乗らないと生活ができず、免許証が返納できないという問題もあるので、返納できやすいような社会になっていくことを望みます。

〔浦川議長〕

鈴鹿地区地域交通安全活動推進委員協議会 大野委員、お願いします。

〔大野委員〕

年4回の交通安全運動期間中に街頭で交通安全啓発活動を実施しています。

〔浦川議長〕

鈴鹿市自家用自動車協会 日置委員、お願いします。

〔日置委員〕

三重県自家用自動車協会の本部が1ヶ月に1回会報を作成しており、それを会員に配布し交通安全の啓発を行っています。

また、5台以上車を持っている事業所に対し、警察署と一緒に安全運転管理推奨像の伝達を行って、事業所の交通事故防止の活動を行っています。

〔浦川議長〕

鈴鹿市身体障害者福祉協会 加藤委員、お願いします。

〔加藤委員〕

身体障害者の車の利用者の中で、危険な運転者に対しては運転を控えるように助言しているが、利用状況ははっきり掴めていません。

〔浦川議長〕

市民委員 村上委員、お願いします。

〔村上委員〕

中学生は校則でヘルメットの着用は決まっているが、高校では校則もなく高校生のヘルメットの着用はなかなか定着しないので、自転車通学の生徒に対し、ヘルメット着用を校則で規定するとヘルメットの着用も増えると思います。

また、道路管理者や警察が多くの働きかけをしていただいたり、自動運転の車も普及し交通事故防止に繋がっているが、交通事故は、マナーやルールを守ることで防げるものだと思うので、環境を良くすることも大事だが、それと同時に一人一人に訴えかける啓発を継続的に実施することが大切であると思います。

〔浦川議長〕

市民委員 伊藤委員、お願いします。

〔伊藤委員〕

高齢者の免許返納については、運転しないと病院や買い物にもいけない人もいるので、鈴鹿市としても交通の便を良くするなど、免許返納ができる環境を作っていただきたいと思っています。

〔浦川議長〕

市民委員 太田委員、お願いします。

〔太田委員〕

木村委員から交通事故の現状についてお話があったが、シートベルトや飲酒運転がいまだに事故の原因になっていると知り驚きました。

また、本田技研の活動では、登録されているすべての社員を対象に行っているということですか。

〔根本委員〕

全社員等に対し、一度にはできないので計画的に随時教育を毎年行っています。

〔太田委員〕

全従業員に毎年、実施しているということは、立派な取組みだと思います。

資料7の2ページ、「普及啓発活動」について2点質問します。

1点目は、ACTION38 キャンペーンについて教えてください。

2点目は、様々な施策を実施していますが、その中で特に効果があるまたは問題がある取組みがあれば聞かせてください。

〔事務局〕

ACTION38 キャンペーンについては、三重県警察と三重県が主となり実施しており、県の「令和8年交通安全県民運動の冊子」6ページに記載されています。この38というのは、道路交通法38条に、横断歩道は歩行者優先という規定があり、この38を模し、横断歩道の歩行者優先をドライバーに訴えるキャンペーンを実施しています。今回、鈴鹿警察署等が企業に働きかけてACTION38 キャンペーンを推奨する事業所の指定を行っていただきました。

また、各種施策の中で特別これが効果的ということではなく、様々な施策を毎年継続して地道に実施していくことが大切と考えており、交通事故の特徴を把握し、バージョンアップしながら取り組んでいきたいです。

〔浦川議長〕

他に御意見等ありませんか。

〔森委員〕

道路交通環境の整備について、路面標示はどこが管轄していますか。

横断歩道など消えているところもあるが、路面標示は運転者の交通事故防止に効果があると思うので、消えている箇所は、改善をお願いします。

〔事務局〕

横断歩道や停止線等の規制標示は警察になり、注意喚起に当たる部分は、交通防犯課で実施しており、自治会から危険箇所に対する交通安全対策要望をいただき、検討のうえ標示等行っています。

標示は、時間とともに消えていくので、自治会から情報をいただき塗り直しを行っています。

〔森委員〕

不必要な場所に一旦停止があります。必要があるのでしょうか。

〔木村委員〕

連絡いただければ、調査し必要のない一時停止規制は、削除します。

横断歩道も摩耗しているものは、順次塗り直しをしています。

〔森委員〕

自転車交通反則通告制度が4月1日から開始されるが、富山県のポスターを入手しました。このポスターは、代表的な違反の形態や反則金が掲載され分かりやすく効果があると思うので、このようなポスター作成も検討してください。

〔事務局〕

「2月5日号の広報鈴鹿情報館」に自転車の交通反則通告制度の掲載を予定しています。

その他、市内の中学生に対しては、自転車のチラシを作成し、教育委員会を通じて中学生に配布しました。

〔根本委員〕

自転車の自転車交通反則通告制度の対象が16歳以上なので、中学生よりも高校生以上に働きかけを行う必要があるのではないのでしょうか。

〔事務局〕

高校生については、県の教育委員会を通じて、市内の公立高校に交通安全教室開催の依頼文を発出しました。来年度は、高校生にも交通安全教育を実施していきたいと考えています。

〔浦川議長〕

3 次期鈴鹿市交通安全計画の策定について、説明をお願いします。

[事務局]

次期交通安全計画の策定について説明

鈴鹿市交通安全計画は、令和7年度をもって、終了となるため、次期鈴鹿市交通安全計画を策定する予定であり、策定の流れについて説明します。

資料9を御覧ください。

鈴鹿市交通安全計画は、国及び三重県が作成する交通安全計画を基に作成することとなっており、国が作成する第12次交通安全基本計画については、令和8年3月に発表される予定であり、三重県が作成する交通安全計画は、令和8年6月に最終案が審議され、7月頃に発表される予定です。

本市としては、三重県の計画策定動向を見極め策定予定です。

作成スケジュールは、資料9のとおり、国の計画及び県の間案を基に庁内で検討し、本市計画の素案を作成し、6月頃にこの素案を基に令和8年度第1回交通安全対策会議を開催し、協議していただく予定です。

その後、意見公募手続きを経て、9月頃に、第2回の会議を開催し、委員の皆様は鈴鹿市交通安全計画最終案を示し、決定していただく予定です。

現在、国及び県の交通安全基本計画の案が示されているが、計画骨子自体は、大きな変更はありません。

資料10を御覧ください。

「第12次三重県交通安全計画(素案)の概要」では、計画の理念、目標の設定、道路交通の安全についての対策の概要が記載されており、

基本理念として

- 1 交通事故のない社会をめざして
- 2 歩行者等を優先した交通安全思想
- 3 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

となっています。

また、「道路交通の安全についての対策」として、Ⅰ「今後の道路交通安全対策を考える視点」、Ⅱ「講じようとする施策」という構成となっています。

この県の素案を参考としながら、本市の交通安全計画について、協議していただくのでよろしくをお願いします。

[浦川議長]

ただ今の説明について、御意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

[浦川議長]

それでは、以上で議事を終了します。

事務局に対しては、本日、各委員からご発言のあったご意見等について、今後の施

策の参考としてください。

6 閉会

〔事務局〕

委員の皆様のご貴重な御意見等については、今後の施策の参考とさせていただきます。

今後の会議の予定は、県の交通安全計画を基に、6月頃に本市の時期交通安全計画の素案を策定する際、及び9月頃に計画を決定する際に、本交通安全対策会議を開催したいので、よろしく申し上げます。

今後も、交通事故のない社会を目指して、皆様方と一緒に、交通安全施策を推進していきたいので、御協力をお願いします。